

附属中学校における携帯電話の取り扱いについて 経緯と方向

(令和2年9月)屋代高校附属中学校

令和元年度

文科省における有識者会議での検討について情報収集(7回)
(令和元年5月～)

【学校より】台風19号による代替輸送・代行バス利用時の携帯電話の取り扱いについて
(令和元年10月23日)

- ▶ 代替輸送や代行バス実施期間及び利用している生徒に携帯電話の持込みを許可
- ▶ 6つのルールの方策・同意確認書の提出
- ▶ 24人の生徒が持ち込み。副校長室にて保管

【学校】スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート
(令和元年10月)

【中学PTA】SNS講演会「メディア・SNSとの付き合い方」
(令和元年11月28日)

【学校】情報教育学習会「SNSとの上手な付き合い方」
(令和2年2月26日)

令和2年度

【学校】オンライン学習を始めるにあたりルールとマナーと身近なトラブル
(令和2年4月20日)

文科省における有識者会議での検討について情報収集
(第2回素案公表 令和2年6月24日)

文科省通知「学校における携帯電話の取扱い等について」
(令和2年7月31日)

【学校より】休日の班活動における連絡手段について
(令和2年7月30日)

- ▶ 携帯電話がどうしても必要だと判断する生徒に休日の班活時の持参を許可
- ▶ 6つのルールの方策、所持願いの提出
- ▶ 20人の生徒が持参。各自保管。

【別添2より】

- ・中学校の通学距離は、法令上、おおむね6km以内とされている。多くの生徒については、登下校に当たってそこまで距離や時間はかからない。
- ・中学校については、部活動に参加する生徒が多いため、帰宅時間が遅くなる点も考慮する必要がある。
- ・持込みを原則禁止としつつも、一定の条件のもと、持込みを認めることが妥当と考えられる。

附属中学校においては、通学距離・時間も長い場合、一定の条件のもと、携帯電話の持込みを認めていくことが妥当

○一定の条件

学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられていること

- (1) 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
- (2) 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること
- (3) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること
- (4) 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること

附属中学校における携帯電話の取り扱いについて 具体的な方法や枠組み

(令和2年9月)屋代高校附属中学校

○一定の条件 学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられていること。

(1) 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること

(2) 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること

(3) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること

(4) 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること。

9月

【学校】これまでのルールをもとに、
新ルールの「たたき台」を作成
①使用方法 ②管理方法
③トラブルの責任の所在

【学校】
保管場所の検討
・棚の購入？
・副校長室の金庫？
・個人保管？

【生徒】 【保護者】
携帯電話のフィルタリングの設定

【学校】 【保護者】
【生徒】
危険性や使い方についての学習・研修

10月

【生徒】 【保護者】 学校・生徒・保護者と共有。協力して修正

【生徒】 【保護者】
・ネット危険性についての講演会
・携帯電話会社による講習会

【生徒】
危険性や問題点について自ら考える

11月

【学校】 【生徒】 【保護者】 携帯電話の持込みについて考えるチーム
* 学校：生徒指導、生徒：校風委員会、保護者：正副学級会長など
①ルールの作成 ②周知及び意見収集 ③フィルタリングや正しい使い方の指導について啓発

12月

【学校】 【生徒】 【保護者】 との間で合意
<試行期間>
・所持願いの提出
問題点や改善点を修正

1月

<本格実施>

自律した学び手・使い手となるために